店舗経営の見直しをお考えの方へ
商店魅力アップ支援事業

店舗の魅力を高める経営プラン作成を支援し、作成したプランに基づく改善事業(新商品開発や店舗改装等)の費用を一部補助します。

[補助対象]区内で引き続き3か月以上営業している小売・飲食・サービス業等の店舗で、経営プランを作成し、それに基づく改善事業を実施する商店**[補助対象経費]**作成した経営プランに基づく改善事業に必要な経費の1/2　＊商店会加盟店舗は2/3　＊審査あり**[補助限度額]**50万円**[申込み]**申込書と必要書類を、直接または郵送で8月18日(必着)までに、〒130－8640産業振興課産業振興担当(区役所14階)☎5608－6187へ
＊申込方法等の詳細は区ホームページを参照
＊申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

納入通知書をお送りします
国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

特別徴収の対象となる方については、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料が徴収されます。対象世帯には、今月中旬に納入通知書をお送りします。なお、対象世帯で口座振替をご希望の場合は、口座振替への変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替を利用中の世帯は、引き続き口座振替となります。

[対象]次のすべての要件を満たす方▶世帯主が国民健康保険に加入している　▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である▶介護保険料が年金から徴収されている　▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない**[問合せ]**国保年金課こくほ資格係☎5608－6122

8月に更新します
国民健康保険の高齢受給者証

国民健康保険加入の70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」は、毎年8月1日に更新となるため、新しい高齢受給者証を今月下旬にお送りします。現在お持ちの高齢受給者証は、8月1日以降に、問合せ先または各出張所へ直接お持ちいただくか、郵送でご返却ください。なお、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する方の高齢受給者証の有効期限は、75歳の誕生日の前日です。

昭和19年4月1日までに生まれた方で、自己負担割合が1割の方の高齢受給者証には、「2割(特例措置により1割)」と記載されています。これは、国の方針に基づき1割負担が継続されたためです。昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割です。ただし、現役並み所得者は3割です。

なお、負担割合が3割の方で、次のいずれかに該当する方は、申請によって負担割合が1割または2割に軽減されます。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

[負担割合の変更基準]▶3割負担の方で、同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満(単身世帯では収入383万円未満)の方　▶同じ世帯に属する方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴って新たに3割負担となった方のうち、住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者も含めた収入の合計が520万円未満の方
[問合せ]国保年金課こくほ資格係☎5608－6122

ご利用ください
経営改善・事業承継促進のための機器導入助成

区内の中小企業が取り組む高付加価値化や生産性の向上、事業承継の促進に係る機器導入経費の一部を助成します。対象者・対象経費・申請方法等の詳細は、募集要領をご覧ください。募集要領は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力できます。

[申請期間]8月31日(木)まで**[問合せ]**経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608－6184

決定通知書をお送りします
介護保険料

65歳以上の方の平成29年度介護保険料(年額)が決定しました。対象となる方には、今月中旬に「介護保険料通知書(決定通知書)」をお送りします。今回通知する保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、4月～30年3月の1年間分です。

介護保険料の納付方法は原則、公的年金からの特別徴収です。ただし、▶老齢(退職)・遺族・障害年金の年額が18万円未満の方　▶65歳の誕生日から6か月以上経過していない方　▶区に転入して6か月以上経過していない方　▶介護保険料が減額になった方　などは、納付書や口座振替で納める普通徴収となります。

納付書で納める方には、今回お送りする決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。

[問合せ]介護保険課資格・保険料担当☎5608－6937

お送りします
介護保険負担割合証

平成29年8月1日時点で要介護(要支援)認定を受けている方全員に、今月下旬に「介護保険負担割合証」(薄緑色)をお送りします。現在、介護サービスを利用している方は、ケアマネジャー・事業所、または入所中の施設に、負担割合証をご提示ください。なお、65歳未満の方にお送りする負担割合証は、所得にかかわらず1割負担のまま変更ありません。

[問合せ]▶負担割合証の交付について＝介護保険課資格・保険料担当☎5608－6937　▶給付について＝介護保険課給付・事業者指導担当☎5608－6149

ご利用ください
すみだ郷土文化資料館の地元ボランティアによる展示解説

[とき]▶個人＝第2・第3日曜日午後1時～4時　▶団体(20人以上)＝事前申込みにより決定**[申込み]**▶個人＝当日直接会場へ　▶団体＝展示解説を希望する日の1か月前までに電話で問合せ先へ**[問合せ]**すみだ郷土文化資料館(向島2－3－5)☎5619－7034

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

誘われても、勇気をもって、
はっきりと断りましょう！

[問合せ]保健計画課保健計画担当☎5608－1305

平成29年度の保険料額等をお知らせします
後期高齢者医療制度

■平成29年度の保険料額

後期高齢者医療制度の対象となる方には、今月中旬に平成29年度の「保険料額決定通知書」をお送りします。納付書で納める方にのみ、7月分～30年3月分の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。また、10月分以降の納付方法が公的年金からの差引き(特別徴収)へと変更になる方は、7月分～9月分が同封の納付書での納付に、10月分以降が特別徴収になります。

■保険料の軽減特例

所得が一定基準以下の方々等に対し保険料の軽減を実施していますが、保険料の軽減特例の一部が見直されます。詳細は、「保険料額決定通知書」に同封の案内文・パンフレットをご覧いただくか、お問い合わせください。

■保険料の支払方法の変更

保険料の支払方法は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書の提出により、口座振替に変更できます。

■保険料の社会保険料控除

保険料は、所得税や住民税を計算する際に社会保険料として控除できます。社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合、本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座振替により保険料を支払った方(口座の名義人)に適用されます。なお、口座の名義人は、本人または生計を一にする配偶者そのほかの親族に限ります。

■平成29年度の自己負担割合等

医療機関等の窓口で支払う医療費の平成29年度の自己負担割合(1割または3割)は、28年の所得に基づき判定します。自己負担割合が変更となる方には、8月1日までに新しい被保険者証を簡易書留でお送りします。自己負担割合が変わらない方は、現在の被保険者証を引き続きお使いください。なお、次のいずれかに該当する方は、申請により自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

[対象]▶世帯の被保険者が1人で、収入が383万円未満の方　▶世帯の被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満の方　▶住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満の方　＊いずれも収入には必要経費を含む

■限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の方は、申請により、減額認定証が交付されます。認定証を医療機関等の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額と入院時の食事代が減額されます。すでに交付されていて、引き続き対象となる方には、8月1日までに新しい認定証をお送りします。

■高額療養費の自己負担限度額の上限額

8月から、1か月の高額療養費の自己負担限度額の上限額が変更されます。上限額の詳細は、「保険料額決定通知書」に同封のパンフレットをご覧いただくか、お問い合わせください。

[問合せ]▶保険料や軽減特例、支払方法の変更、社会保険料控除について＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608－8100
▶自己負担割合等や限度額適用・標準負担額減額認定証、高額療養費について＝国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当☎5608－6192

広告 初めての方も安心！サポート充実のやさしいスマホ、J:COM MOBILE。詳しくは専用ダイヤルまで　☎0120-938-362(9:00～21:00)